

医療事故における患者と家族への説明

望月浩一郎¹⁾ 天保英明²⁾ 1) 東京本郷合同法律事務所 2) 弘前大学医学部神経精神医学教室

SUMMARY

- 医療契約上、医師は患者に対する説明義務があります。
- 医療事故が生じた場合の説明に義務に限定すると、①患者本人のみならず遺族への説明義務があり、②説明の方法として診療録の開示を求められた場合には、患者や遺族の求めには応じる法的な義務があります。
- 医療事故時の患者への説明は、医療事故を医療過誤紛争としないためにも有効です。

I. はじめに

医療契約は、専門的知識と技術による適切な診断と治療をなすことを医師の義務とする一種の準委任契約です。準委任契約とは、法律行為（契約の締結など法律効果が認められる行為）以外の行為を委託する契約で、法律行為を委託する契約である委任契約の規定が準用されます（民法643条、民法656条）。

（準）委任契約では、「受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務処理の状況を報告し、また、委任終了の後は遅滞なくその顛末を報告することを要す」（民法645条）とされており、医療契約においても、治療行為を受託した医師は、委託者である患者に対して、

- 1) 患者が報告を求めたときは、いつでも委任事務処理の状況を報告し、
- 2) 治療が終了をしたときは、患者の求めがなくても、遅滞なくその顛末を報告する、義務があります。

判例上は、医療契約の特殊性を考慮しても、本人が説明報告を求めているときには、その時期に

説明・報告をすることが相当でない特別の事情がある例外的な場合を除いて、診断の結果、治療の方法、その結果等について説明・報告をしなければならないとしています（東京高判昭和61年8月28日判例時報1208号85頁）。

説明義務は、治療の様々な局面において問題となりますが、本稿では、医療事故が発生した場合、すなわち、医療の過程において患者側に死亡、生命の危険、病状の悪化などの身体的被害および苦痛、不安などの精神的被害が生じた場合の医師の患者への説明について、

- 1) 患者本人に対してのみならず、遺族や家族に対しても説明義務を負うのか？
 - 2) 医療事故が発生したときには患者や家族にどのように説明すればいいのか？ 診療録の閲覧請求に応じなければならない義務があるのか？ 文書で説明を求めたら応じなければならないのか？
 - 3) 医療事故を医療紛争にしないためにはどのような点に注意すればいいのか？
- という3つのポイントについて簡潔に述べます。

II. 遺族に対する説明義務

患者が死亡した医療事故の場合には、遺族が医師に説明を求めることとなりますが、医師はこの遺族の求めに応じる義務があるのでしょうか。判例上は、この義務を肯定しています。

■ 1. 事案の内容

急性腎不全の治療のため入院した患者が死亡し、医師は遺族に「消化管からの吐血を気管内誤飲して窒息死した」と説明しました。遺族は窒息死に至った医師の診療義務違反を理由として、医師と病院を被告として損害賠償を求め提訴しました。裁判では、死因は窒息死ではなく急性心不全であるとの鑑定がなされたため、病院は死因を急性心不全であると主張を変更し、遺族は誤った死因を説明した説明義務違反があるとする請求を追加しました。

■ 2. 裁判所の判断

「死という人の一生において最も重大な事態であるだけに、患者の遺族が、患者が死に至った経緯およびその原因を知りたい、知って少しでも心を落ち着けたいと考え、それに対する説明を診療を行った医師に対して求めることも、いわば人としての本性に根ざすともいえることであり、至極当然のことであり、」生命の重要性、これを前提に高度の専門的知識を有する者が特別の資格に基づいて行う業務とされる医療の特殊性、医師患者に対する診療契約関係においては診療内容について報告義務を負うとされること（民法645条参照）、死亡の経過及び原因は、多くの場合診療に当たった医師にしか容易には説明できず、少なくとも当該医師によって説明されるにふさわしい事項であることなどの事情を総合的に考察すると、（略）自己が診療した患者が死亡するに至った場合、患者が死亡するに至った経緯・原因について、診療を通じて知り得た事実に基づいて、遺族に対し適切な説明を行うことも、医師の遺族に対する法的な義務であるというべきである」

この事案では、医師の遺族に対する説明は、道

義的な義務にとどまらず「法的な義務」であるとして、誤った死因を説明した医師と病院に対して損害賠償を命じています（広島地判平成4年12月21日判例タイムズ814号202頁）。

■ 3. 遺族、家族に対する説明義務はあるのか

このように現実に訴訟となった事案では、遺族や家族の固有の権利に基づく医師の説明義務が認められております（東京高判平成10年2月25日判例時報1646号64頁、東京地判平成3年10月29日判例タイムズ789号208頁）。しかしながら、患者が説明を求める権利は患者固有の権利であり、患者自身が遺族への説明を望んでいない特別な事情がある場合には、遺族への説明が患者自身のプライバシーの侵害になる可能性もあり、この点の検討が必要です。

患者自身は適正な治療行為がなされ、かつ、目的とされた治療の効果が得られることを期待しており、仮に、この結果が得られなければ、その理由を問いたい、自身で問えない場合には遺族には説明してほしいと考えているのが通常の患者の意思と判断されます。特別な事情がない限り、医療事故で患者が死亡するという結果が生じた場合、患者は遺族への説明を望んでいると推定すべきであり、このような推定を覆すに足る特別な事情が存しない限り遺族への説明は患者本人のプライバシーの侵害にはならず、遺族への説明義務は認められると考えられます¹⁾。

日本医師会「診療情報の提供に関する指針」（1999年4月）は、「診療記録等の開示を求め得る者」から遺族を除外していますが、この指針が、遺族に対する説明義務がないことを示しているように受け止めている向きも少なくありませんが、これは誤解です。この指針は、医師会として診療録開示を義務づける場合を示しているものであり、指針に該当しない場合には、開示を義務づけただけであり、非開示を義務づけたものではありません。法律上の義務がある以上、指針で義務づけられていないことは正当な拒絶理由とはなりません。

以上のとおり、遺族に対しては、患者本人と同様に説明義務を負っています。患者が生存している、あるいは、生死不明な場合には家族に対しても説明義務が肯定される場合があります²⁾。

日本医師会系氏英吉副会長は2000年10月31日衆院厚生委員会で、患者遺族からのカルテ開示請求について「どうしてもと言われれば、やぶさかでない。お見せしても構わない」と述べています。また、国立大学医学部付属病院長会議の作業部会最終報告では、診療録などの開示対象者を遺族にまで広げました（読売新聞2000年11月30日）。これらは、遺族への説明義務を前提とした上で、遺族への診療録の開示を認めたものです。今後は、患者のみならず遺族へも説明することを原則として、患者自身のプライバシー保護のために、遺族への説明を行わない例外的な場合を詳細に例示する指針を作成する必要があります。

Ⅲ. 医師の患者に対する説明の方法

医療事故が生じた場合に、患者ないし遺族への説明義務の内容として、診療録などの医療記録閲覧請求があった場合に、これに応じなければならぬかは、診療録開示の立法化をめぐる大きな議論となっているだけでなく、現行法の下でも争われています。

従前の多数説は、①診療録の所有権は医師側にあること、②説明義務の履行方法は多様であり、閲覧はその1つの方法にしかすぎず、説明義務履行方法の選択は医師の裁量であることなどから、患者の診療録閲覧請求権を否定する見解です。

これに対し、近時は、閲覧請求権を肯定する見解が有力になっています。閲覧請求権の根拠については、①患者の「知る権利」、②「自己についての情報をコントロールする権利」、③医療情報の医師と患者との共有により医師と患者との信頼関係が形成されること、④医師と患者との間に著しい情報格差があるのでこの情報格差を是正するための情報提供義務があり、医療過誤の存否の解明および診療報酬請求の疑義の解明を目的とする

場合は閲覧請求をその方法とする正当な利益が存すること、などがあると説明³⁾されています。

現実には争われた事件では、閲覧請求権を否定した判例があります。

■ 1. 事案の概要

インターフェロンが試験薬であった時期に慢性肝障害の治療のため、1ヵ月間インターフェロンの治療を受けました。治療中に、病院と患者との間には、治療の中には医学上確立されていない医療行為をすることも含まれており、もし患者に予期しない結果が発生しても、病院は免責されるとの約定が交わされていました。患者が治療後に診療録の開示を求めたところ、病院がこれを拒んだため訴訟となりました。

■ 2. 裁判所の判断

「診療録の記載内容のすべてを告知する義務があるとまでは解し難く、その方法も、当然に、診療録を示して行わなければならないものではない。それぞれの事案に応じて適切と思料される方法で説明・報告をすればよいと考えられる（口頭による説明・報告で足りることも多いであろう）。（略）医療事故等の発生が前提とされたり、診療録の記載そのものが問題とされたりするなど、診療録閲覧の具体的な必要性があると考えられるような事情の存する場合において、医療契約に基づく診療録閲覧請求権について、何らかの異なる立論をする可能性があるとしても、本件において、そのような事情の存在についての主張立証はない」（東京高判昭和61年8月28日判例時報1208号85頁）

■ 3. 医療事故における診療録閲覧請求に応じる義務はあるのか

本件では、患者側の診療録閲覧請求を棄却しています。

注目されるのは、判決の後半部分です。診療録閲覧の具体的な必要性—医療事故等の発生、診療録の記載そのものが問題とされる場合—がある場合には、医療契約に基づく診療録閲覧請求権が肯定される可能性を示している部分です。この事案では、医療事故が前提とされていない事案であり、

また、患者の本人訴訟（弁護士が代理人につかない）でもあり、結論としては診療録閲覧請求が否定されましたが、主張立証如何では、医療契約に基づく診療録閲覧請求を認める可能性を判示していると解せます。

一般的には、医療過誤であると疑って（医療事故＝医療過誤ではありません。医療事故の中で医療機関側に法的責任がある場合だけが医療過誤となります）診療録閲覧請求がなされることは、診療録閲覧の具体的な必要性が肯定される事情となります。なぜならば、医療過誤が疑われている場合における医療契約上の説明義務の対象には、医療機関の過失の有無およびその内容の判断に必要な情報が含まれます。診療録の検討を省略して医療機関の責任の有無の判断はできないという診療録の性質に照らせば、医療事故が医療過誤であったか否かの判断において診療録は不可欠な資料—他の方法での情報提供では代替しえない資料—というべきであるからです。

したがって、医療過誤が疑われている事情下では、診療録の閲覧請求権は肯定されると考えられます。

■ 4. 文書や図で説明を求められた場合には作成して交付しなければならないか

医師から患者への報告説明義務は、説明を受ける側が理解できるものでなければなりません。医学的な知識が必ずしも十分ではない患者にとっては、文書や図などが理解を得るために不可欠な場合もあり、このような場合には患者が文書や文書を求めた場合にはこの求めに応じる義務が生じます。しかしながら、文書や図による回答の具体的な必要性がないにもかかわらず、患者が求めたという事情だけでは、文書や図を作成して交付する義務はありません（東京地判平成3年10月29日判例タイムズ789号208頁）。

■ 5. 病理解剖を勧める義務まであるか

医師の説明義務は、医師が有している情報の提供だけに限定されません。具体的な事情によっては、遺族に対して死因を特定するために病理解剖の提

案をする義務が肯定される場合もあります。判例上は、病理解剖を提案する義務が生じる可能性を肯定した上で具体的事案においても病理解剖を提案する義務を肯定した一審判決と、一般的な義務は肯定しつつも、当該事案においては病理解剖を提案するまでの義務はないとした控訴審判決があります（上告中。東京地判平成9年2月25日判例時報1627号118頁、東京高判平成10年2月25日判例時報1646号64頁）。

Ⅳ. 医療事故を医療過誤訴訟にしないための説明

抗ガン剤の誤投与事件で、主治医が遺族に対して、「亡くなった直後に緊急医局会が開かれ、上司である耳鼻いんこう科の教授から『投薬ミスを隠せ』と言われて従った。死亡診断書に病死と記載し教授に見せたら『これで良し』と言われた」と謝罪したと報道（読売2000年10月26日）されています。このような責任を逃れるための虚偽の説明は、医療事故の早期解決を妨げる要因であるばかりか、医師として倫理上許されないことには異論がないでしょう。

ここでは、説明義務が医師の法律上の義務であるのみならず、情報の開示を積極的に行い、説明を尽くすことが、医療事故を医療過誤訴訟にまでこじれさせないという機能を有している点を紹介します。

従来は、医療事故が生じても情報は開示しない、謝罪しないという対応が、医療事故後の医療機関の正しい対処法だとされてきました。現在でも、「（診療録を）開示しても何の不都合もないが、（医師会の）指針で決まっているのでできない。また、治療目的以外でカルテを開示すると、さまざまなあら探しをされて、悪用される恐れがある」などの理由で診療録を開示しない（毎日新聞2000年11月28日）、また、医療事故の説明会の会場の設営では「病院側の手持ちの資料を患者側に見られないように机と机との間の距離をとりましょう」（東京都「医療事故・医事紛争予防マニュアル」1998年⁴⁾）という対応が少なくありません。

最近では、従来の考え方とは逆の、情報の開示と事実を詳細に説明することが紛争化を防ぐという考え方が増加しています。医療事故が生じたときに、医療機関が責任がないと考える場合ならば、無責と考える基礎となった事実を開示し、その理由を説明することで、医療過誤訴訟に至ることを回避できるし、医療機関が責任があると考える場合ならば、医療機関が責任を認めた上で早期円満な解決を図ることが有効であるとの考えです。医療事故が生じ、医療機関に責任があることが疑われる場合には、責任逃れと誤解を受けるような対応をしないことは当然ですが、①証拠となる物品を保全し、②事実関係を調査し、③事故原因を分析し、④再発防止のために最善の努力をすること、⑤医療機関に責任がある場合には率直に謝罪することを勧めています。

いずれの対応が、医療過誤訴訟を避けることに有益か検証が必要です。

日本における損害賠償制度では制裁的慰謝料制度を採用していません。原告は勝訴しても、事故による損害が填補されるだけです。しかしながら、患者とその家族が、現実に医療過誤訴訟を提訴するか否かを決断する際には、損害回復の必要性のみならず、事故を起こした医療関係者に制裁を科したい、責任を認めて謝罪をしてほしい、失われた命や健康は取り返すことはできないのですから、せめて事故の原因を明らかにして事故を繰り返してほしくない、という非経済的な要因が重要な役割を果たします。

損害填補機能という点から医療過誤訴訟をとらえるならば、訴えの相手方は、一般的には資力が十分な医療機関で足り、担当医を加える必要はありません。しかしながら、近時、医療機関と担当医がともに被告として提訴される事案が増加している原因は、訴訟の制裁的機能、事実関係を明らかにしたい、責任の所在を明らかにしたいという動機によるものです。まさに、「医事紛争の50%は経済裁判ですけれども、残りの50%は人格裁判

である」⁹⁾と紹介をされているところです。

「病院からは誠意ある説明も謝罪もない。金銭的なことより、真実を知りたい」「事実を明らかにして第二、第三の事故が起こらないようにしたい。これが隼三が私に残した課題です」「早い段階で説明と謝罪があればここまで苦しみや悲しみと戦わずにすんだかもしれないし、民事訴訟を起こすこともなかった」「死亡したあとも、病院は責任逃れのためのうその説明を繰り返し『もともと脳に異常があったのではないか』などと言われた」という医療訴訟における遺族のコメントは例外ではありません⁹⁾。

説明の仕方についても、患者側の気持ちを理解した対応が必要です。医療被害者団体「医療消費者ネットワークMECON」には、医療事故の被害者や家族が医師から事故の説明を拒否されたり、暴言を吐かれ、二重に傷ついたとの苦情がこの6年間に2500件余り寄せられていると報道（毎日新聞2000年8月13日）されていますが、医師の側からは誠意をもって対応していると考えても患者側からは非常識な対応と受け止められる場合は少なくないこと、患者側の立場で考えることが問題提起されていることを考慮することが必要です。医療機関の医療事故後の対応如何では、患者側の医療機関への不信感と怒りを増大させ、紛争とならない事案を紛争化させ、早期に解決可能な事故を訴訟に至らしめることとなります。「医事紛争の多くが、患者との対話不足や感情のもつれから生ずるものであることを十分に留意しておく必要がある」のです（日本医師会「医の倫理綱領」2000年2月、日本医師会「医療におけるリスク・マネジメントについて」1998年3月など）。

医療事故訴訟を回避し、深刻な紛争としないためには、患者がどうして医療過誤訴訟を提訴するのか、その気持ちを理解すること、患者への情報の積極的な開示と誠実な説明は医療紛争回避にとって有益であるという点を十分に理解した積極的な対応が求められています。

文献

- 1) 遺族が医師に説明を求める義務は、遺族への説明を望んでいるとの患者の合理的意思解釈として、医療契約の付随的義務と解することができるかとされています（中村 哲：医師の説明義務違反とその範囲。新裁判実務体系医療過誤訴訟法95頁）。
- 2) 患者が失踪している場合について家族への説明義務を認めました。東京地判平成3年10月29日判例タイムズ789号、208頁。
- 3) 山下 登：診療録閲覧請求事件。医療過誤判例百選・別冊ジュリスト、140号、205頁。
- 4) 東京都のマニュアルは、『「情報隠し」手引き』（毎日新聞2000年8月7日）と批判され、東京都は現在、患者への説明を促進する進める方向で見直しを進めています。
- 5) 三宅祥三：医療事故の予防と対策。日医雑誌、第124巻、第6号、875頁。
- 6) 毎日新聞2000年10月13日、朝日新聞2000年10月13日、NHK2000年10月12日。油井香代子「医療事故—医師の奢り患者の怒り」（双葉社2000年11月）では、現実に医療事故に被災した遺族が何に怒り、どうして提訴したのか詳細なインタビューが紹介されています。李啓充「アメリカ医療の光と影」（医学書院2000年10月）では、医療機関の率直な謝罪により、紛争を回避できた事案が紹介されています。